

自主的避難等対象区域（いわき市）において木材の製材、加工、販売を営む申立会社の平成27年4月分から平成28年3月分までの営業損害について、同期間の福島県製材出荷量やいわき市の木造建築確認申請件数が原発事故前3か年の平均値よりも上回っていることが統計上うかがわれたものの、申立会社が顧客に対して行ったアンケート調査の結果等を踏まえ、検査費用及び追加的費用については全額が、逸失利益については原発事故の影響割合を商品によって2割又は7割として算定した額が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 逸失利益（期間：自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
- 2 本件申立てにかかる検査費用
（期間：自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
- 3 本件申立てにかかる追加的費用
（期間：自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目に対する和解金として、合計金948万6445円の支払義務があることを認める。

- 1 逸失利益
金837万1645円
- 2 本件申立てにかかる検査費用
金60万円
- 3 本件申立てにかかる追加的費用
金51万4800円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（または記名）押印の上、各自1通を保有する。

また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年10月2日

(仲介委員 尾野 恭史)